

| 所得区分 | | 窓口負担割合 | 外来のみ (個人ごと) | 入院および 入院した月の外来分 (世帯単位) |
|--------|---|--|--|------------------------------|
| 現役並み所得 | 現役並みⅢ 年収 約1160万円～ 標準報酬 83万円以上 課税所得 690万円以上 | 3割 | 252,600円+ (総医療費-842,000円) X1% 【140,100円】※1 | |
| | 現役並みⅡ 年収 約770万円～ 1160万円 標準報酬 53万円以上 課税所得 380万円以上 | | 167,400円+ (総医療費-558,000円) X1% 【93,000円】※1 | |
| | 現役並みⅠ 年収 約370万円～ 770万円 標準報酬 28万円以上 課税所得 145万円以上 | | 80,100円+ (総医療費-267,000円) X1% 【44,400円】※1 | |
| 一般 | いずれも該当しない方 | 2割 (70歳以上75歳未満) 1～2割 (75歳以上) ※2 | 18,000円 [年間上限 144,000円] | 57,600円 【44,400円】※1 |
| 住民税非課税 | 低所得II (I以外の 住民税非課税の方) | 2割 (70歳以上75歳未満) 1割 (75歳以上) | | 24,600円 |
| | 低所得I (住民税非課税で年金 収入80万円以下など総 所得金額がゼロの方) | | 8,000円 | 15,000円 |

※1 過去12ヶ月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目以降の自己負担限度額が引き下げられ、【 】内の金額になります。

※2 75歳以上2割の対象者は課税所得が28万円以上かつ「年金収入(遺族・障害年金は含まない) + その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上の方

3年間の経過措置

今回の改正においては75歳以上の後期高齢者について、新たに負担割合が2割になる方がみえます。対象となる方について2022年10月1日以降の3年間（2025年9月30日まで）は経過措置として1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3000円までに抑えられます。

なお、払い戻しの対象となる方は、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

※2割負担になる方で高額療養費の口座登録がされていない方は、2022年秋頃に都道府県広域連合や市区町村から申請書が郵送されます。

【計算例】

医療費が**10割で50,000円**だった場合の計算方法

| | |
|----------------|---------|
| 窓口負担割合が1割負担の時① | 5,000円 |
| 窓口負担割合が2割の時② | 10,000円 |
| 負担増③ (②－①) | 5,000円 |
| 窓口負担増の上限④ | 3,000円 |
| 払い戻し等 (③－④) | 2,000円 |

※1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます